

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 26 年度第 4 四半期）

デリバティブ関係(金利・商品系)

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	26年度(あ)第108号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられた金利スワップ取引契約に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社には、金利上昇リスクをヘッジするほどの特段のニーズはなかったが、B銀行担当者から、融資と本件契約を一体のものとして勧誘されたため、やむを得ず本件契約の締結に至った。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及びリスク等について、十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の借入状況や金利変動リスクに係るヘッジニーズを確認した上で、本件契約を提案し、締結に至った。 ・当行が、融資と本件契約を一体のものとして勧誘した事実はない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について、事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成27年2月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	26年度(あ)第110号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられた金利スワップ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、B銀行に融資を申し込んだところ、B銀行担当者から本件契約の締結が融資条件である旨の説明を受けたため、金利変動リスクをヘッジするニーズはなかったものの、本件契約の締結に至った。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	<ul style="list-style-type: none"> しかし、その後、融資が実行されなくなり、本件契約による支払だけが残り、無用な金利支払を行うことになってしまった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> 当行は、A社の借入状況や金利変動リスクに係るヘッジニーズを確認した上で、本件契約を提案し、締結に至った。 当行が、本件契約が融資の条件であると説明した事実はない。 当行が融資の実行を止めたことは事実であるが、総合的な与信判断によるものであり、また、本件契約はA社の他の金融機関からの借入も含めて金利変動リスクをヘッジしていたことから、特段問題はなかったと判断している。 当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について、事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 27 年2月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	26年度(あ)第119号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた商品デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> B銀行との間で締結した商品デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 当社の仕入商品には、本件契約のリスクヘッジ対象である原材料が含まれてはいたが、当該原材料相場の変動により商品の仕入価格が変動するとは認識していなかったことから、当社にリスクヘッジニーズはなかった。 当社は、B銀行担当者から、本件契約のリスク等について、十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> 当行は、A社からの聴取等により、A社の取扱う商品の仕入価格が、当該商品に含まれる原材料相場の変動の影響を受けることを確認した上で、本件契約を勧誘するに至った。 当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 27 年3月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以上